

## 市民文化会館の食堂使用要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、豊橋市財産管理規則（昭和39年豊橋市規則第10号 以下「規則」という。）の第11条の規定に基づき、市民文化会館利用者の利便を図るため、市民文化会館内に設置する食堂の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用場所)

第2条 食堂は、ホール棟の所定の場所とする。

2 使用者は、希望により食堂において飲食物の販売をすることができる。ただし、館内での立売りなど他の場所における販売はこれを認めない。

(許可期間)

第3条 使用許可の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中に使用を開始する場合は、当該年度末の3月31日までの期間とする。

(使用希望者の募集)

第4条 使用希望者の募集は、所定の事項を公告しこれを募集する。

(資 格)

第5条 使用を申請できる者は、飲食店事業における3年以上の営業経験を持ち、豊橋市内に事業所又は住民票を有するものとする。

(申請に必要な書類)

第6条 使用許可を受けようとする者は、市有財産使用許可申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添え市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（世帯全員、続柄・本籍記載のもの）、法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書）1部
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けていることを証明できる書類1部
- (3) その他市長が必要とするもの

(連帯保証人)

第7条 市有財産使用許可申請書に必要な連帯保証人の資格は、引き続き2年以上市内に住所を有し、市民税並びに固定資産税を滞納なく納付している者でなければならない。

(使用者の決定)

第8条 市長は、申請のあった者のうち前条の規定を具備したもののうちから、次の事項を勘案し適当と認めた者を使用者として決定する。

- (1) 使用料の額
- (2) 申請者の営業状態
- (3) 飲食物の価格
- (4) その他参考事項

(請書の提出)

第9条 使用許可を受けた者は、すみやかに請書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 使用料は、豊橋市行政財産使用料条例に基づき決定する。ただし、予めホールの閉鎖が決まっている場合は、閉鎖期間の日数に応じて使用料を控除する。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、使用許可を受けた日から15日以内に市の発行する納入通知書により使用料を納めなければならない。

2 すでに納付した使用料は、原則として返還しない。ただし、休館日を除き市の都合によりホールを閉鎖したときは、閉鎖期間の日数計算した額を返還する。

(食堂の備品、設備)

第12条 食堂において使用する備品、設備は、既設したものを除き必要な物は使用者が調達するものとする。

ただし、これらの設備器具の搬入にあたっては、あらかじめ市長に届け出、承認を得なければならない。

(光熱水費の負担)

第13条 食堂の営業に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、使用した実費額を毎月市又は指定管理者の発行する納入通知書により納めなければならない。

(遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 本食堂の営業にかかる権利を且保又は貸付、若しくは譲渡することはできない。
- (2) 施設の形状若しくは性質を変え、又は工作物を設置する場合にはあらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- (3) 販売する物品は、市長の許可を得たものでなければならない。  
なお、献立内容、価格等については、他の同業者の内容を検討し来館者の希望に沿うよう常に努力すること。
- (4) 衛生環境を常に整備し、販売物品の清潔保持に努め、伝染病その他疾病予防に万全の措置を講じること。
- (5) 食堂の業務に携わる者は、市民文化会館の品位を保つよう努力しなければならない。

(許可の取消し)

第15条 使用者が、次の各号に該当するときは市長は使用許可を取消することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供する必要を生じたとき
- (2) 使用料を滞納したとき
- (3) 正当な理由なく1ヵ月以上休業したとき
- (4) 市民文化会館の関係条例規則並びにこの要項に違反したとき

(5) その他市長において適当でないと認めたとき  
(継続使用の許可)

第16条 使用者は、許可期間を経て更に継続使用を希望するときは、市有財産使用許可申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める市有財産使用許可申請書を受理したときは第14条及び第15条に定める事項に違反のないとき並びに営業状況を勘案し継続使用許可をするものとする。

(損害の補償)

第17条 第15条により許可を取消したとき、取消しにより生じた損害は補償しない。

(賠償)

第18条 使用者の責任に帰すべき事由により施設その他を破損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。又第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

(保安の責任)

第19条 食堂の保持及び取締りは、使用者の責任において行うものとする。

(設備、備品の撤去)

第20条 使用許可の取消し又は使用者から継続使用の意思がない旨申し出があったときは、使用者は許可期限日までに既設物を除く自己の設置した備品、設備を撤去し、また工作物等がある場合には使用者の責任において原状復旧し市長の検査を受けなければならない。

ただし、原状復旧が困難なとき又は適切でないと認められるときは、市長の承認を得て現状のままとすることができる。